公 告 第 １ ６ １ 号
令 和 ８ 年 １ １ 月 ６ 日

公　　告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長　伊藤　勝

次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項
(1) 件　　名　　重油1種1号(暖房用)バルク外3品目
(2) 納　　地　　航空自衛隊御前崎分屯基地
(3) 納　　期　　令 和 9 年 1 月 29 日

2 競争に参加する者に必要な資格
(1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「物品の販売」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
(2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
(3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所　静岡県浜松市中央区西山町無番地　航空自衛隊浜松基地　会計隊

4 競争執行の場所及び日時
(1) 場　　所　　航空自衛隊浜松基地　会計隊　入札室
(2) 入札日時　　令 和 8 年 11 月 24 日 (火) 10 時 30 分

5 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項
(1) 入札保証金　　予決令第77条第二号により免除
(2) 契約保証金　　予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効
競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否　要

9 落札決定方式　　総額決定

10 契約方法　　確定契約

11 その他
(1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
(3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和8年11月19日(木)必着。
(4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
(5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111　内線　7041　FAX(053)472-7735　　担当：平野

防衛省仕様書

重　　油

(FUEL OIL, BURNER)

DSP
K　2210F
制定　昭和 48. 3. 30
改正　平成 21. 4. 13

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

1.2　種類

種類は，表１による。

表1－種類

種　類		物品番号	納入区分	注　記
特種	1号	9140－299－0191－5	バルク	硫黄分を除き，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種(A重油)1号のもの。
		9140－422－1089－5	ドラム	
	2号	9140－299－0192－5	バルク	
1種	1号	9140－299－0163－5	バルク	ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種(A重油)1号のもの。
		9140－419－9913－5	ドラム	
	2号	9140－412－4648－5	バルク	硫黄分を除き，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種(A重油)2号のもの。
		9140－419－9914－5	ドラム	

1.3　製品の呼び方

製品の呼び方は，仕様書の名称及び種類による。

例　重油　特種1号

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　規格

ＪＩＳ　Ｋ　２２０５　重油

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９　原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

ＮＤＳ　Ｚ　０００１　包装の総則

b)　仕様書

ＤＳＰ　Ｚ　１００２　鋼製ドラム，200L

c)　法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2　製品に関する要求

品質は，次による。

a)　特種1号及び特種2号は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種(A重油)1号による。ただし，硫黄分は，特種1号については0.1%以下，特種2号については0.3%以下とする。

2.

K 2210F

b)　1種1号は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種（A重油）1号による。

c)　1種2号は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種（A重油）2号による。ただし，硫黄分は，１．０％以下とする。

3　品質保証

検査は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５によるものとし，それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4　出荷条件

4.1　容器

容器は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は，所要の修理及び完全な洗浄を行い，その外面塗装は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２に規定する塗料，塗色とする。

4.2　表示

表示は，ＮＤＳ　Ｚ　０００１による。ただし，陸上・海上・航空各自衛隊の標識は，“防衛省”と替えて表示する。

4.3　納入単位

納入単位は，15℃における容量（L）とする。ただし，バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は，特に指定しない限り，温度換算は行わないものとする。

5　その他の指示

納入の際，以下の成績書等を提出するものとする。

5.1　測定結果

測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９により，密度（15℃）g／cm^3を測定した結果とする。

5.2　成績書等

成績書等は，次による。

a)　工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS　K　2205に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。

b)　前 a）以外のものについては，揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項，第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

ＤＳＰ
Ｋ 2210F(2)

重　　油

制定　昭和48年3月30日
改正　令和　2年8月21日

(FUEL OIL, BURNER)

この改正票は，ＤＳＰ　Ｋ　２２１０Ｆ（重油）についてのものであり，ＤＳＰ　Ｋ　２２１０Ｆ（１）を含め累積記載されている。この改正票はＤＳＰ　Ｋ　２２１０Ｆと併用される。

1.4　a)　**規格**　中

“ＪＩＳ　Ｋ　２２４９　原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１　原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２　原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３　原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４　原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表”に改める。

1.4　c)　**法令等**　中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を

“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1　**測定結果**

“測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９によって，密度(15 ℃)g／cm^3を測定した結果とする。”を

“測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３又はＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４によって，密度(15 ℃)g／cm^3を測定した結果とする。”に改める。

5.2　**成績書等**　中

“ a)　工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（ＪＩＳ　Ｋ　２２０５に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。”を

“ a)　産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（ＪＩＳ　Ｋ　２２０５に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名　：　防衛装備庁　調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

灯　　油

（KEROSINE）

D S P
K　２２０８E
制定　昭和 48. 3. 30
改正　平成 21. 4. 13

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，暖房，ちゅう房，灯火，石油発動機，溶剤，洗浄用などに使用する灯油について規定する。

1.2　製品の呼び方

製品の呼び方は，表１による。

表1－製品の呼び方

製品の呼び方	物 品 番 号	納 入 区 分
灯油1号	9140－002－9694－5	バルク
	9140－001－9417－5	ドラム

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　規格

ＪＩＳ　Ｋ　２２０３　灯油

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９　原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

ＮＤＳ　Ｚ　０００１　包装の総則

b)　仕様書

ＤＳＰ　Ｚ　１００２　鋼製ドラム，200L

c)　法令等

工業標準化法（昭和24年法律第185号）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2　製品に関する要求

品質は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０３による。

3　品質保証

検査は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０３によるものとし，それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4　出荷条件

4.1　容器

容器は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は，所要の修理及び完全な洗浄を行い，その外面塗装は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２　に規定する塗料，塗色とする。

4.2　表示

表示は，ＮＤＳ　Ｚ　０００１による。ただし，陸上・海上・航空各自衛隊の標識は，“防衛省”と替えて表示する。

なお，特にドラム胴部に標識線を施す場合は，調達要領指定書により指定するものとする。

2.

K 2208E

4.3 納入単位

納入単位は，15℃における容量(L)とする。ただし，バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は，特に指定しない限り，温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際，以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９によって，密度(15℃)g／cm^3を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は，次による。

a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(ＪＩＳ　Ｋ　２２０３に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。

b) 前 a)以外のものについては，揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項，第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

灯　　油

（KEROSENE）

ＤＳＰ
Ｋ 2208E(3)
制定 昭和48年3月30日
改正 令和 5年3月14日

この改正票は，ＤＳＰ　Ｋ　２２０８Ｅ(灯油)についてのものであり，ＤＳＰ　Ｋ　２２０８Ｅ（２）を含め累積記載されている。この改正票はＤＳＰ　Ｋ　２２０８Ｅと併用される。

指定品名　“ＫＥＲＯＳＩＮＥ”を“ＫＥＲＯＳＥＮＥ”に改める。

1.3　a)　**規格**　中

“ＪＩＳ　Ｋ　２２４９　原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”　を

“ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１　原油及び石油製品－密度の求め方－第１部：振動法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２　原油及び石油製品－密度の求め方－第２部：浮ひょう法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３　原油及び石油製品－密度の求め方－第３部：ピクノメータ法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４　原油及び石油製品－密度の求め方－第４部：密度・質量・容量換算表”

に改める。

1.3　c)　**法令等**　中

“工業標準化法（昭和２４年法律第１８５号)”を

“産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号)”に改める。

5.1　**測定結果**

“測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９によって，密度（１５ ℃）ｇ／ｃｍ^3を測定した結果とする。”　を

“測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３又はＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４によって，密度（１５ ℃）ｇ／ｃｍ^3を測定した結果とする。”　に改める。

5.2　**成績書等**　中

“　a)　工業標準化法第１９条第１項の規定に基づく表示(ＪＩＳ　Ｋ　２２０３に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。”　を

“　a)　産業標準化法第１９条第１項の規定に基づく表示(ＪＩＳ　Ｋ　２２０３に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。”　に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名　：　防衛装備庁　調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

自動車ガソリン

（GASOLINE, AUTOMOTIVE）

ＤＳＰ
Ｋ　２２０４Ｅ
制定　昭和 47. 4. 13
改正　平成 21. 4. 13

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

1.2　種類

種類は，表１による。

表1－種類

種　類	物品番号	納入区分	注　記
1号	9130－161－8672－5	バルク	ＪＩＳ　Ｋ　２２０２の1号のもの。
	9130－161－8673－5	ドラム	
2号	9130－299－0124－5	バルク	ＪＩＳ　Ｋ　２２０２の2号のもの。
	9130－299－0125－5	ドラム	

1.3　製品の呼び方

製品の呼び方は，仕様書の名称及び種類による。

例　自動車ガソリン　1号

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　規格

ＪＩＳ Ｋ ２２０２　自動車ガソリン

ＪＩＳ Ｋ ２２４９　原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

ＮＤＳ Ｚ ０００１　包装の総則

b)　仕様書

ＤＳＰ Ｚ １００２　鋼製ドラム，200L

c)　法令等

工業標準化法（昭和24年法律第185号）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2　製品に関する要求

品質は，次による。

a)　1号は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０２の1号による。

b)　2号は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０２の2号による。

3　品質保証

検査は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０２によるものとし，それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

2.

K 2204E

4　出荷条件

4.1　容器

容器は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は，所要の修理及び完全な洗浄を行い，その外面塗装は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２　に規定する塗料，塗色とする。

4.2　表示

表示は，ＮＤＳ　Ｚ　０００１による。ただし，陸上・海上・航空各自衛隊の標識は，“防衛省”と替えて表示する。

なお，特にドラム胴部に標識線を施す場合は，調達要領指定書により指定するものとする。

4.3　納入単位

納入単位は，15℃における容量(L)とする。ただし，バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は，特に指定しない限り，温度換算は行わないものとする。

5　その他の指示

納入の際，以下の成績書等を提出するものとする。

5.1　測定結果

測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９によって，密度(15℃)g／cm^3を測定した結果とする。

5.2　成績書等

成績書等は，次による。

a)　工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(ＪＩＳ　Ｋ　２２０２に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。

b)　前 a)以外のものについては，揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項，第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

原案作成部課等名　：　陸上自衛隊　補給統制本部需品部

防 衛 省 仕 様 書 改 正 票　　ＤＳＰ
Ｋ ２２０４Ｅ（２）

自動車ガソリン

（GASOLINE, AUTOMOTIVE）

制定　昭和47年4月13日
改正　令和 2年8月21日

この改正票は，ＤＳＰ　Ｋ　２２０４Ｅ（自動車ガソリン）についてのものであり，ＤＳＰ　Ｋ　２２０４Ｅ（１）を含め累積記載されている。この改正票は，ＤＳＰ　Ｋ　２２０４Ｅと併用される。

1.4　a)　を次のように改める。

a)　**規格**

ＪＩＳ　Ｋ　２２０２	自動車ガソリン
ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１	原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法
ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２	原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法
ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３	原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法
ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４	原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表
ＮＤＳ　Ｚ　０００１	包装の総則

1.4　c)　**法令等**　中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を

“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5　**その他の指示**を次のように改める。

5　**その他の指示**

5.1　**測定結果**

測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３又はＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４によって，密度(15 ℃)g／cm^3を測定した結果とする。

5.2　**成績書等**

成績書等は，次による。

a)　産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（ＪＩＳ　Ｋ　２２０２に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。

b)　5.2 a)以外のものについては，揮発油等の品質の確保に関する法律第16条の2第1項，第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書

軽　　油

（DIESEL　FUEL）

D S P
K 2 2 0 9 E
制定　昭和 48. 3. 30
改正　平成 21. 4. 13

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2　種類

種類は，表１による。

表1－種類

種　類	物 品 番 号	納入区分	注　記
特1号	9140－418－3184－5	バルク	ＪＩＳ Ｋ ２２０４の特1号のもの。
	9140－418－3185－5	ドラム	
特1号(免税)	9140－165－6723－5	バルク	
	9140－165－6724－5	ドラム	
1 号	9140－299－0202－5	バルク	ＪＩＳ Ｋ ２２０４の1号のもの。
	9140－299－0203－5	ドラム	
1 号(免税)	9140－165－6725－5	バルク	
	9140－165－6726－5	ドラム	
2 号	9140－002－9691－5	バルク	ＪＩＳ Ｋ ２２０４の2号のもの。
	9140－001－9415－5	ドラム	
2 号(免税)	9140－165－6727－5	バルク	
	9140－165－6728－5	ドラム	
2 号(艦船用)(免税)	9140－317－1953－5	バルク	引火点，流動点，蒸留性状90％留出温度及び目詰まり点を除き，ＪＩＳ Ｋ ２２０４の2号のもの。
3 号	9140－002－9692－5	バルク	ＪＩＳ Ｋ ２２０４の3号のもの。
	9140－001－9414－5	ドラム	
3 号(免税)	9140－165－6729－5	バルク	
	9140－165－6730－5	ドラム	
4 号	9140－002－9693－5	バルク	ＪＩＳ Ｋ ２２０４の特3号のもの。
	9140－001－9413－5	ドラム	
4 号(免税)	9140－165－6731－5	バルク	
	9140－165－6732－5	ドラム	

1.3　製品の呼び方

製品の呼び方は，仕様書の名称及び種類による。

例　軽油　特1号

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

ＪＩＳ　Ｋ　２２０４　軽油

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９　原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

ＮＤＳ　Ｚ　０００１　包装の総則

b) 仕様書

ＤＳＰ　Ｚ　１００２　鋼製ドラム，200L

c) 法令等

工業標準化法（昭和24年法律第185号）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2　製品に関する要求

品質は次による。

a) 特1号及び特1号（免税）は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４の特1号による。

b) 1号及び1号（免税）は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４の1号による。

c) 2号及び2号（免税）は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４の2号による。

d) 2号（艦船用）（免税）は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４の2号による。ただし，引火点は61℃を超えるものとし，流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き，流動点は－5℃以下，目詰まり点は－2℃以下とする。また，蒸留性状90％留出温度は360℃以下とする。

e) 3号及び3号（免税）は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４の3号による。

f) 4号及び4号（免税）は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４の特3号による。

3　品質保証

検査は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４によるものとし，それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4　出荷条件

4.1　容器

容器は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は，所要の修理及び完全な洗浄を行い，その外面塗装は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２ に規定する塗料，塗色とする。

4.2　表示

表示は，ＮＤＳ　Ｚ　０００１による。ただし，陸上・海上・航空各自衛隊の標識は，“防衛省”と替えて表示する。

4.3　納入単位

納入単位は，15℃における容量（L）とする。ただし，バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は，特に指定しない限り，温度換算は行わないものとする。

5　その他の指示

納入の際，以下の成績書等を提出するものとする。

5.1　測定結果

測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９によって，密度（15℃）g／cm^3を測定した結果とする。

5.2　成績書等

成績書等は次による。

a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS　K　2204に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。

b) 前 a）以外のものについては，揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項，第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

軽　　油

（DIESEL FUEL）

ＤＳＰ
Ｋ 2209E(2)
制定 昭和48年3月30日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は，ＤＳＰ　Ｋ　２２０９Ｅ（軽油）についてのものであり，ＤＳＰ　Ｋ　２２０９Ｅ（１）を含め累積記載されている。この改正票はＤＳＰ　Ｋ　２２０９Ｅと併用される。

1.4　a)　規格　中

“ＪＩＳ　Ｋ　２２４９　原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１　原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２　原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３　原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４　原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表”に改める。

1.4　c)　法令等　中

“工業標準化法（昭和24年法律第185号）”を

“産業標準化法（昭和24年法律第185号）”に改める。

5.1　測定結果

“測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９によって，密度（15℃）g／cm^3を測定した結果とする。”を

“測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３又はＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４によって，密度（15 ℃）g／cm^3を測定した結果とする。”に改める。

5.2　成績書等　中

“ a)　工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（ＪＩＳ　Ｋ　２２０４に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。”を

“ a)　産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（ＪＩＳ　Ｋ　２２０４に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名　：　防衛装備庁　調達管理部調達企画課類別・標準化企画室